

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の背景と目的

(1) 地域社会の変化と求められる新しい支え合いのまちづくり

現在、地方から都市部への人口集中や就労形態の多様化、高齢化や核家族化など、社会状況の変化によって、地域のつながりが薄れ、お互いが助け合うといった地域の相互扶助(地域福祉)の機能が失われつつあります。

さらに、少子化高齢化が進み人口減少社会が到来した社会状況の中で、子どもを巻き込んだ事件や虐待、高齢者や障害のある人をねらった悪質な商法の発生、自殺やひきこもり、家庭内暴力の増加など、日常生活における福祉課題も複雑多様化しています。

また、高齢者支援における地域のニーズとして、要支援者等以外の高齢者、障害者、児童等がともにつどえる環境づくりが求められていることや、介護保険の総費用が急速に増大していることなどから、介護保険法(平成12年4月施行)の一部改正によって介護予防・日常生活支援総合事業の見直しが行われ、これまで以上に介護保険給付以外のサービスの活用や地域の見守り・支え合いの取り組みを考える必要性が出てきています。

そうした状況の中で、地域でだれもが安心して暮らし続けられるようにしていくためには、これまでのような行政による画一的なサービスで対応することが難しくなっています。そのため、地域の相互扶助(地域福祉)の機能を再構築し、地域における見守り活動を含むボランティア活動など、地域において持続可能な支援に取り組んでいくことが求められています。

本市は、全国的に人口減少が進む中で、人口が増加していますが、新興住宅街と旧来からの集落が混在しており、市民の意識や高齢化率など、地域によって大きく環境が異なる状況にあります。また、近い将来には、全国的な状況と同様に、急激に少子化高齢化が進むことも予想されています。

そこで、本市においては、地域でだれもが安心して暮らし続けられるよう、

「わたしたちのまち」において新しい助け合いが行われるまちづくりが求められ、特に個々の生活範囲において行われる様々な活動は、地域社会のつながりを築いていく上で、市民の役割が再認識され、重要視されています。

そうした中、本市では、平成17年に第1次地域福祉計画を策定し、関係者を中心に様々な取り組みが進められてきました。社会状況の変化に応じて複雑多様化した地域課題に対応していくため、行政の福祉サービス以外の支援が地域に応じて行われるなど、市民による新たな取り組みが生まれ、一定の成果があがっています。

この度、第2次地域福祉計画を策定していく上で、これまでの市民における福祉意識の向上や地域における取り組みなどを基盤とし、市民活動をはじめ、行政、地域福祉の推進を目的とする団体である社会福祉協議会や社会資源である社会福祉事業者等による重層的な支援体制(=地域包括ケアシステム)を構築していくことなど、様々な施策によって、地域福祉のさらなる発展をめざしていきます。

(2) 地域福祉計画

平成12年6月に、新しい社会福祉の考え方に基づいた地域福祉の推進を定めるため、従来の社会福祉事業法(昭和26年6月施行)が抜本的に見直され、「社会福祉法」として改正されました。この改正により「地域福祉の推進」が位置づけられ、「市町村地域福祉計画」の策定が規定されました。

本市では、社会福祉法の理念に基づき、平成17年に「日進市地域福祉計画(計画期間：平成17年度～平成26年度)」(以下「第1次計画」という。)を策定し、様々な取り組みが進められています。

また、地域福祉計画については、平成19年の厚生労働省通知により、計画に盛り込むべき項目に「要援護者支援」が追加され、これにより日頃から要援護者の情報を把握し、民生委員児童委員等と情報共有を図ることで、要援護者が安心して地域で生活できるようにすることが求められています。

さらに、平成27年度に施行される生活困窮者自立支援法により、生活困窮

者の「自立支援」についても計画に盛り込むこととなっており、新たな制度や施策への対応も求められています。

(3) 地域福祉活動計画

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が市民に対して実施する地域福祉に関する具体的な活動を定める計画です。社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられています。

日進市社会福祉協議会(以下「社協」という。)は、昭和61年2月に社会福祉法人格を取得して以来、市民や各種福祉団体等の理解と協力によって運営されており、本市の在宅福祉や地域福祉の中核的な団体として活動を展開しています。

社協の計画としては、平成10年4月に「ふれあいネットワークプラン21」を策定し、平成18年3月に「日進しあわせプラン(第1次日進市地域福祉活動計画)」を策定しています。平成20年度に第2次活動計画として見直しを行い、平成23年に第3次の活動計画を策定しています。

これまでの活動計画は、地域福祉において社協が積極的な役割を果たす活動指標として、計画に基づいた各種事業が実施されています。

今後は社会福祉法の主旨からも、市全体の地域福祉を推進する中心的な役割を社協が担っていくことになるため、市民が身近な地域の福祉課題を発見し、必要な社会資源を生かして自ら課題解決に向けた取り組みが進められるよう、社協において、よりきめ細かな地域福祉活動の展開と支援が求められています。

2 計画の性格

(1) 計画の根拠

本計画は、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」と法第109条に規定する社協の「地域福祉活動計画」を一体的に策定するものです。

(2) 各計画の一体的な策定と役割

これまでは、市と社協が別々に「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を策定してきましたが、それぞれの役割があいまいな状況となり、地域福祉を推進する上で弊害のひとつとなっていました。

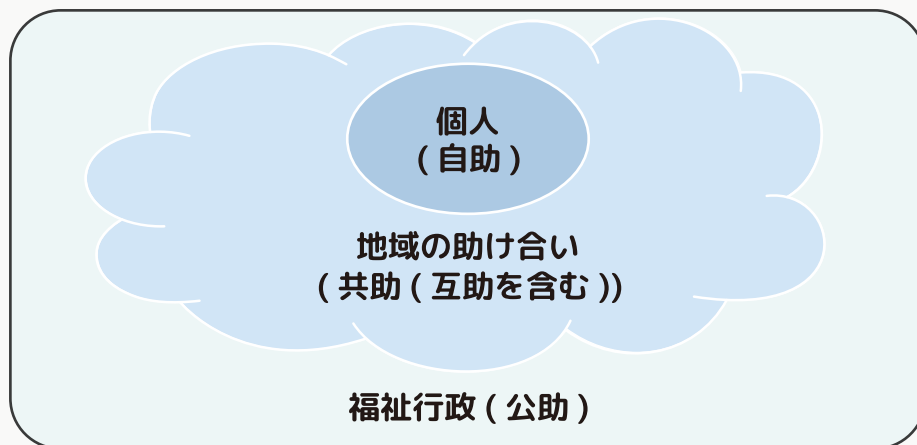
各計画は地域福祉の推進を目的とし、密接に関連していることから、めざすべき方向を合わせ、行政と社協のそれぞれの役割を明確にした上で、一体的に取り組むことが必要と考え、今回から協働で計画を策定していきます。

本計画は、「地域福祉計画」を基本計画(方針部分)とし、「地域福祉活動計画」を実施計画(活動部分)として、それぞれの役割を担うものとしています。また、行政の画一的な支援(公助)では不足したり、充分に対応できないサービスを、地域の力(共助)で支援していくことをめざしていきます。さらに、地域における市民自らの取り組み(自助)を尊重し、地域福祉を推進するための指標となる計画をめざすとともに、関係する福祉分野の個別計画の基本理念や地域福祉推進のための施策や取り組みを、総合的に包括していく計画となります。

● 地域福祉の補完性 ●

個人でできることは自ら行う。
地域でできることは地域で行う。
行政でできることは行政が行う。

} 市民主体の自治の推進



自助：他の人に頼らず、自らの収入等において、自らの生活を支え、自らの健康を維持していくこと

共助：地域社会における相互扶助（隣近所や友人、知人とお互いに助け合う）やNPO、ボランティア、社会福祉法人などによる支え合いのこと

公助：福祉・保健・医療その他の関連する施策に基づく、公的な支援やサービス提供のこと

(3) 地域社会における「互助」の重要性

これまでは、自助、共助及び公助の組み合わせによって、地域社会を支えるとの認識が一般的でしたが、社会情勢の変化や、核家族化の進展に伴い独居者が増加すると見込まれる中で、「共助」の中にも社会保険のような制度化された相互扶助に対して、近隣の助け合いやボランティア等の相互扶助については「互助」として、地域での世代間を超えた人々との間の「顔の見える」助け合いにより行われる「互助」の重要性が求められています。

本計画書においては、どちらも「共助」として記載していますが、「互助」という概念については、あくまで個人の自発的意思によって他を思う気持ちの発露として行われるものであり、さらに、地域コミュニティのつながり、絆の

再構築に向けても重要な役割を果たすものとして、今後は位置づけることができると考えています。

(4) 実施主体の分類と役割

本計画では、本市の自治の基本事項を定めた日進市自治基本条例第3条に定義されている「市民」と「コミュニティ」のうち、活動する主体の性格とその活動内容をわかりやすく表現するために、地域において福祉活動を行うことを目的とする団体などである「福祉系法人等」(※)、地域福祉の推進を図ることを目的とした団体であることが法的に位置づけられている「社協」、そして「行政」の分類で整理しています。

※福祉系法人等：福祉事業者、NPO法人、企業をいいます。

日進市自治基本条例第3条（定義） 抜粋

- (1) 市民 市内に居住する者又は市内で学ぶ者、働く者、事業を営むもの若しくは活動を行うもの等をいいます。
- (2) 協働 共通の目的を持つものが、それぞれの役割と責務を自覚し、相互に補完し、及び協力することにより、課題解決を図ることをいいます。
- (3) コミュニティ 住民自治組織等地域の問題を自ら解決することを目的とする集団又はNPO等の活動内容若しくはテーマを主なつながりとする集団をいいます。
- (4) 市民自治活動 市民が、住みよいまちづくりをめざし、自主的に行う多様な公益的活動をいいます。

分類と役割

自助

共助

公助

市民・コミュニティ

福祉系法人等

社協

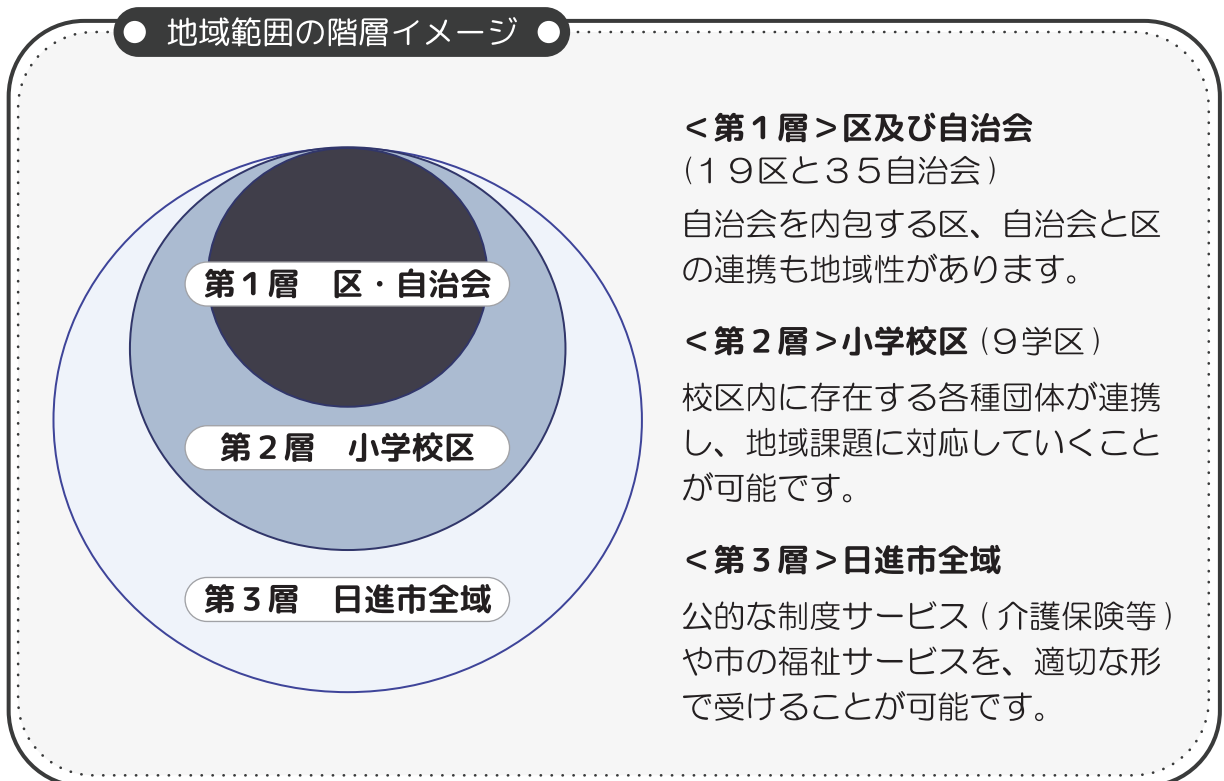
行政

(5) 地域範囲の設定

「地域」と一口で言っても、人によってイメージする概念や捉え方は様々です。自分の家から向こう3軒両隣くらいと考える人もいれば、区・自治会や市の区域の範囲と考えている人もいますが、それらはすべて「地域」であることには変わりはありません。

「地域」とは、そこに住む人の居住環境や交友関係、移動手段の有無などによって様々であるため、「地域」の課題と言っても、その範囲によって課題解決に必要なことは異なります。

本計画では、「地域」の範囲のあり方を整理する中で、市民自治組織の活性化に向けた支援を重要な課題として考え、地域を次の3つの階層に分けて、考えています。



<第1層>区及び自治会

生活の場と考えられる範囲として、身近な自治組織の「区・自治会」があります。ここでは、日常生活の困りごとが地域の住民間で共有ができて、困って

いる人の顔が見え、互いを支え合える範囲と考えます。

生活の場の中でお付き合いをしている隣近所の人や民生委員児童委員、ボランティア、老人クラブ、子ども会など、地縁に基づいた人たちを中心として、市民が困ったときには、できることから互いに支え合えるようなつながりを築くことが大切です。

<第2層> 小学校区

「小学校区」には、小学校を地域の拠点として、家庭教育推進委員会や防災訓練連絡会など校区内連携組織がいくつもあり、そこにはPTAなどの若い世代が中心となって活動している団体も参加しています。第1層では解決できないような地域課題に対して、若い世代の協力を得ながら、互いの区や自治会を支援し合い、既存組織と連携し、課題に応じてつながりも広がっていくことが考えられます。

また、本市の特徴として小学校区の境界線が区・自治会の境界線と異なる地域がありますが、地域福祉においては、市民の自主的な活動を尊重し、どちらの取り組みも選択できるようなゆるやかな境界と考え、互いの取り組みの良いところを各階層に生かすといった利点もあると考えています。

<第3層> 市全域

第2層を取りまとめ、全市的な活動を行う圏域として、「市全域」があります。市には、数多くの委員会や協議会が存在しているため、分野ごとの情報を共有し、調整機能を持つことで、社会資源の開発や虐待などの困難事例への対応ができると考えています。

(6) 市の他計画との関連と位置づけ

本計画は、「日進市総合計画」を上位計画とし、「にっしん高齢者ゆめプラン」「障害者基本計画」「次世代育成支援計画」「いきいき健康プランにっしん21」など、市の保健福祉分野の計画をはじめ、「教育振興基本計画」「男女平等推進プラン」などを横断的につなぎ、地域福祉に関連する施策・事業の総合的な推進が図れるように策定しています。

第5次日進市総合計画

将来都市像 『いつまでも暮らしやすい みどりの住環境都市』

- 基本目標**
1. 子育て・健康長寿を支えるまちづくり
 2. 安全・安心で、自然と共生した暮らしの実現
 3. 快適で利便性の高い持続可能な都市づくり
 4. 暮らしを支える産業の振興
 5. 次代を担う人を育み、生涯学び続けられる環境づくり
 6. 市民自治力と行政経営力の向上

第2次日進市地域福祉計画

【理念・方向性】

- ・生活困窮者自立支援方策
- ・要援護者の支援方策
- ・地域福祉活動への住民参加
- ・社会福祉事業の健全な発達
- ・福祉サービスの利用推進

その他関連行政計画

- にっしん高齢者ゆめプラン
- 障害者基本計画・障害福祉計画
- 次世代育成支援計画
- 子ども・子育て支援事業計画
- いきいき健康プランにっしん21
- 教育振興基本計画
- 男女平等推進プラン
- 生涯学習4Wプラン
- 環境基本計画
- 食育推進計画
- 地域防災計画
- 都市マスタープラン など

一体的な策定

日進市社会福祉協議会

第4次日進市地域福祉活動計画

【具体的な取り組み】

第5次日進市総合計画における位置づけ

平成23年度～平成32年度を計画期間とする「第5次日進市総合計画」では、「いつまでも暮らしやすい みどりの住環境都市」を将来都市像として定めています。また、6つある基本目標の一つに「子育て・健康長寿を支えるまちづくり」を掲げており、その中に「地域福祉」が位置づけられています。

本市は、若い世代が多く住む地域と高齢化が進む地域が混在し、その地域の実情に見合った地域福祉を進めていくことが望まれています。さらに、新たな課題である生活困窮者については、低所得者支援として、生活支援や就労支援を含んだ総合的な支援の取り組みが必要です。

「地域福祉」の施策がめざす将来の姿

- 市民一人ひとりがお互いの暮らしを尊重し、支えあえる地域になっています。
- だれもが安心して暮らし続けられる地域になっています。

第5期にっしん高齢者ゆめプラン(日進市高齢者福祉計画・介護保険事業計画)(平成24年度～平成26年度)(第6期:平成27年度～平成29年度)

老人福祉法及び介護保険法を根拠とし、主に高齢者福祉に関する市の方針等を定めた計画です。

本計画での主な関連施策・・・「地域支え合い体制づくりの推進」等

第2次日進市障害者基本計画(平成21年度～平成30年度)

障害者基本法を根拠とし、主に障害者福祉に関する計画です。

本計画での主な関連施策・・・「障害に対する理解促進とまちづくりや市政への参加保障」等

第3期日進市障害福祉計画(平成24年度～平成26年度)(第4期:平成27年度～平成29年度)

障害者総合支援法を根拠とし、主に障害福祉サービスに関する計画です。
本計画での主な関連施策・・・「地域生活支援事業」の一部

日進市次世代育成支援計画(平成17年度～平成26年度)
(子ども・子育て支援事業計画:平成27年度～平成36年度)

次世代育成支援対策推進法を根拠とし、主に児童福祉に関する計画です。
本計画での主な関連施策・・・「すべての子育て家庭を支援する仕組みづくり」等

第2次いきいき健康プランにつしん21(平成26年度～平成35年度)

健康増進法を根拠とし、主に保健・健康づくりに関する計画です。
本計画での主な関連施策・・・「みんなで支える健康づくり」等

教育振興基本計画(平成25年度～平成32年度)

教育基本法を根拠とし、主に家庭教育、学校教育、生涯学習に関する計画です。

本計画での主な関連施策・・・「安全で安心して学ぶことができる教育環境の整備」等

男女平等推進プラン(平成23年度～平成32年度)

日進市男女平等推進条例を根拠とし、主に男女平等推進やワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に関する計画です。

本計画での主な関連施策・・・「地域活動の場における男女平等を推進」等

生涯学習 4Wプラン(平成 24 年度～平成 28 年度)

主に生涯学習に関する計画です。

本計画での主な関連施策・・・「多様な生涯学習の場・機会の提供」等

環境基本計画(平成 16 年度～平成 35 年度)

日進市環境まちづくり基本条例を根拠とし、主に生態系や自然環境・生活環境に関する計画です。

本計画での主な関連施策・・・「コミュニティ」等

第 2 次食育推進計画(平成 26 年度～平成 30 年度)

食育基本法を根拠とし、主に食生活に関する計画です。

本計画での主な関連施策・・・「食を通じて豊かな『心』を育みます」等

地域防災計画

災害対策基本法を根拠とし、主に各種災害時の防災対策に関する計画です。

本計画での主な関連施策・・・「災害時要援護者の安全対策に関する計画」等

都市マスタープラン(平成 23 年度～平成 32 年度)

都市計画法を根拠とする、まちづくりに関する計画です。

本計画での主な関連施策・・・「“にぎわい”と“ふれあい”を生み出す新たな『都市拠点』の形成」等

(7) 計画の期間

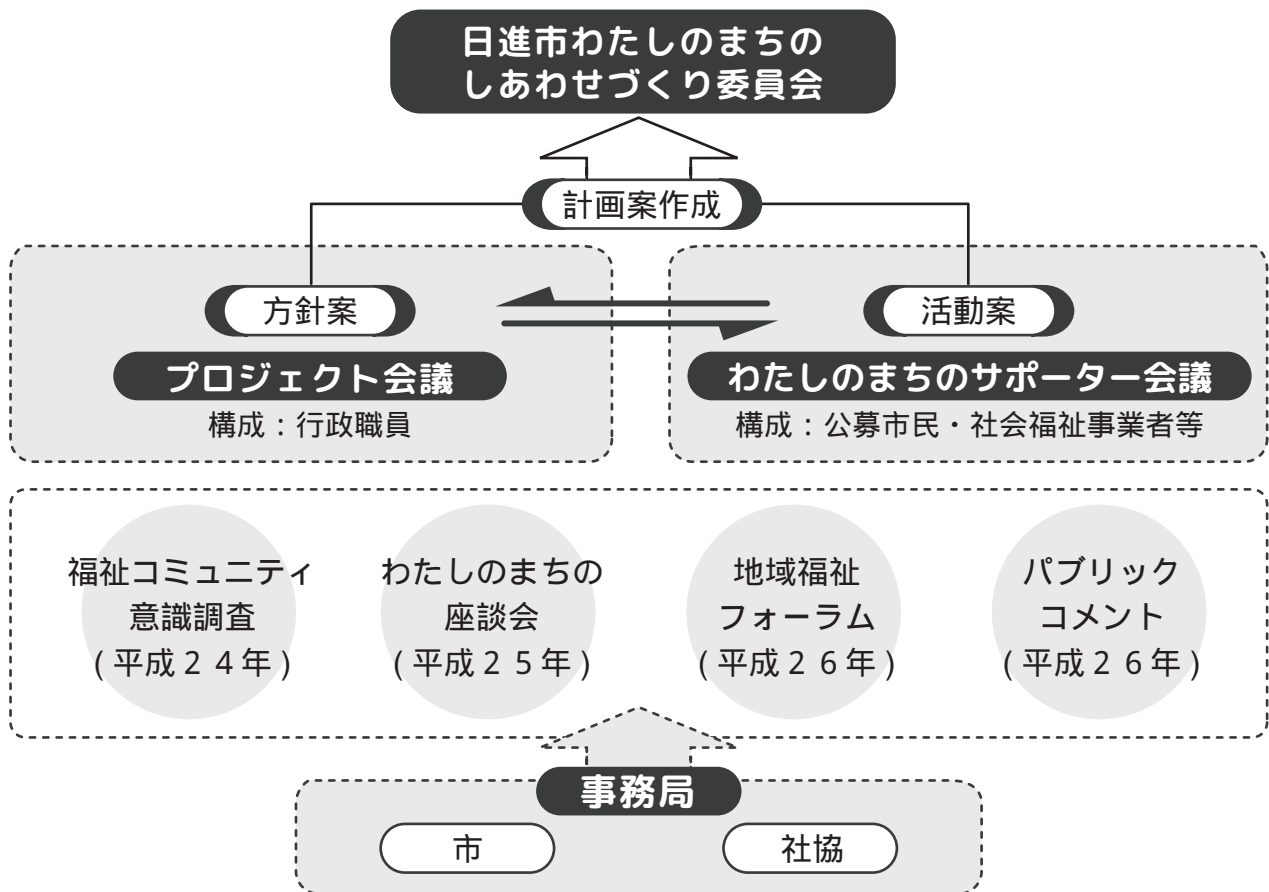
本計画の期間は、平成 27 年度～平成 36 年度の 10 年間とし、5 年目の平成 32 年度には地域福祉活動計画の中間見直しを行います。

ただし、社会状況や本計画の進捗に合わせ、必要に応じて見直しを実施します。

3 計画の策定体制

地域福祉計画及び地域福祉活動計画は、市民との協働が重要であり、本市では、次のような体制・手法を採り入れ、市と社協とが連携・協働して策定しました。

計画策定にあたっては、地域福祉計画と地域福祉活動計画の2つの計画を一体的な内容としていくため、意識調査や地域座談会を市と社協が協働で行い、計画策定委員会についても一体化しています。



■ 計画策定委員会

地域福祉に関わる様々な分野からの意見を計画に反映するため、学識経験者、教育関係者、社会福祉関係者、ボランティア団体、公募市民等による委員で構成する「日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会」を設置し、計画に対するご意見を伺いました。

プロジェクト会議

地域福祉に関連する他計画との整合を図るため、行政職員による委員で構成する「プロジェクト会議」を開催し、本計画の方針案について検討しました。

サポーター会議

公募市民や社会福祉事業者等による委員で構成する「サポーター会議」を開催し、並行して開催される「プロジェクト会議」と情報共有を図りながら、地域の課題を検討・協議し、行動計画としての活動案を策定しました。

福祉コミュニティ意識調査

この調査は、市民が安心して住み続けることができる地域にするために、地域における助け合いや福祉活動、周辺の居住環境の実態を明らかにし、どのような政策や行政サービスが求められるのかを検討することを目的とし、愛知学院大学政策科学研究所が市と社協の協力のもとに実施しました。

地域座談会

市民自らが地域の課題や特性を明確にし、各課題について緊急度と重要度という視点で優先順位を話し合う場として、「日進市わたしのまちの座談会」を各小学校区9地区で開催しました。

パブリックコメント

委員会等からのご意見を反映した計画の案について、市民からの意見聴取のためにパブリックコメントを実施しました。

地域福祉フォーラム

地域福祉の理解を広げることを目的として毎年開催されていましたが、平成26年度においては、本計画の策定に向けたキックオフイベントとして開催しました。

4 名称「にっしん幸せまちづくりプラン」について

本計画は、「地域福祉」という市民の日常における生活全般に関わる内容の計画書です。日常生活において、日々の暮らしや様々な市民活動を行っていく中で、あえて「地域福祉」を意識している人は多くはないと思います。しかしながら、日常の暮らしや日々の市民活動が結果として地域福祉につながっているということ、そして、だれもが少しずつでも「地域福祉」の視点を持ってもらうため、さらに、広く市民に親しまれ、愛着を抱いていただけるようにするため、本計画の名称を「にっしん幸せまちづくりプラン」としました。

